

禁煙

コーナー

医師を中心とした禁煙キャンペーンのあり方(416)

たばこ規制枠組条約 その二 : 以下FCTCの具体的内容につき略述してみる。

広島市立安佐市民病院名誉院長 岩 森 茂

1. 前文・これは多国間協議のため、おのの国との協約の中で複雑な文言が羅列されており、難解なあるいは重複するところがあるので重要部分だけ抜粋する。すなわちたばこ害の広がり公衆の健康に深刻な影響を及ぼす世界的な問題であることを認識し、すべての国が効果的、包括的な国際的対応に参加する必要がある。たばこの消費および煙にさらされること、死亡、疾病および障害を引き起こすことが科学的に証明されていることを認識し、紙巻たばこの含む化合物から、また生じる煙が毒性、変異原性および発がん性をもつことと依存による疾患が国際疾病分類で一疾患として確認されていること、出生前胎児の発育に悪影響を及ぼす科学的証拠があり、さらに喫煙の低年齢化を深く憂慮し：たばこの需要を減少させる戦略的成功のため適当な仕組みを設ける必要がある。WHOは児童が到達しえる最高水準の健康を享受する権利を有すると規定しており最新の科学、技術、経済の分野における考察に基礎をおくたばこ規制のための措置をとるため次の通り協力した。

第1条：用語、「たばこの規制」とは供給、需要

及び害を減少させるための一定の戦略

第2条：この条約と他の協定および法的文書との関係、締約国は人の健康を一層保護するため、この条約および議定書によって求められる措置を超える措置を実施することが奨励される。

第3条：目的、第4条：基本原則、第5条：一般的義務については省略する。

第3部 たばこ需要の減少に関する措置

第6条：締約国はたばこ規則に関する自国の保健上の目的を考え、課税、価格政策を実施すること。

第7条：価格以外の措置 略

第8条：たばこの煙にさらされることからの保護、屋内の職場、公共交通機関、屋内公共の場所において人々をたばこ煙から保護するため効果的な立法的、行政的その他の措置を国内法のもとで採用、実施を積極的に推進。

第9条：たばこ製品の含有物に関する規制 略

第10条：たばこ製品についての情報開示規制 略

第11条：たばこ製品の包装及びラベルについて、政府は発効後 3年以内に効果的な措置を実施する。すなわち虚偽、誤解を招く手段を用いた

表示を禁じかつ、有害な影響を付した警告文を包装に30%〜50%の広さで載せ、複数の文言をローテーションさせる。

第12条：たばこ害の教育、情報伝達及び社会認識啓発・医療、保健専門家、教育者など協力してプログラムを策定し実施する。

第13条：広告、販売促進及び後援：自国の法律に従いあらゆるたばこの広告、販売促進及び後援の包括的禁止を行う。

第14条：たばこ依存及び禁煙に関する需要低減措置、政府は禁煙とたばこ依存症の適切な治療を促進するため、適切、包括的ガイドラインを作成して配布すると共に効果的な措置をとる。この目的のため教育機関、保健施設、職場、スポーツ施設などで禁煙を促進するプログラムとガイドラインの作成。

第15条：たばこ製品の不法取引 略

第16条：未成年者へのおよび未成年者による販売、政府は未成年者に対するたばこ製品の販売を禁止するため、効果的な措置を把握し実施する。すなわち未成年者販売禁止を明示するなど効果的な措置(自販機、その他)

第17条：たばこ労働者、耕作者並びに販売業者のために経済的実行可能な代替活動促進

第18条：たばこ栽培及び製造に関して環境及び人の健康の保護。

第19条：たばこ規制のため必要な場合は刑事上、民事上の責任を課す。

以下、37条までであるが、われわれと直接関係するものはない。この和訳は禁煙運動の仲間、仲野暢子氏、外務省のホームページより引用した。